

マイナンバー制度に便乗

悪徳詐欺にご注意を！

詐欺に気付くための事例集

昨年10月から皆さんのもとに通知されたマイナンバー（個人番号）。この制度をかたる詐欺の報告が相次いでおり、昨年12月には数千万円という多額の被害が発生しました。皆さんも不審な電話やメールなどに注意し、被害を未然に防ぎましょう。

■新たな詐欺続々

詐欺は、まだ皆さんに浸透していない新たな法律や制度などを巧みに利用することにより、毎年のように新たな手法が出現しています。

最近では、マイナンバー制度が開始されたことに便乗した詐欺事件が多発し、昨年12月には東海地方の80代の女性が、数千万円という多額の現金をだまし取られました。

ここでは、皆さんに「これで、詐欺？」と立ち止まってもうために、実際に起きた事例を挙げましたので、ご一読ください。

◇マイナンバー詐欺事例

◎通知や手続きに関するもの

【事例1】

サラリーマン風の男が訪問し、「マイナンバーの封筒が来ていますか」「手続きには時間が掛かるから代行します」「代行の手数料としてお金が必

要」と言われ、手続代行手数料の名目でお金をだまし取られた。

【事例2】

自宅に女性2人が来訪し、「マイナンバーの関係でまいりました。お預かりします」などと言われ、家族全員分の通知カードが入った封筒をだまし取られた。

◎情報の流出をかたるもの

【事例1】

携帯電話に「あなたの個人情報漏れ、必ず手続きを行ってください」「マイナンバー情報が漏れると、住民票の異動、銀行口座の開設が簡単に行われる」などと記載されたメールが届き、個人情報削除費用などとして電子マネーを購入するよう指示された。



詐欺師はあなたを言葉巧みに惑わします

【事例2】

警察官を名乗る人物から電話があり、「マイナンバーの暗証番号が漏れている」「銀行口座の暗証番号も漏れたようだ」「暗証番号は何番か」「キャッシュカードや通帳を回収して確認する」などと言われ、訪問してきた男に

利用範囲は法律で規定

マイナンバーの利用範囲は、法律で社会保障、税、災害対策の3つの行政分野に限られています。この分野でのマイナンバーの提供に関して、電話で直接皆さんの個人番号を聞き出すことはありませんので、「あなたのマイナンバーを教えてください（言って）ください」という電話があった場合は、その場で教えたりせず、警察や公的機関に相談しましょう。なお、行政機関だけでなく、民間企業でもマイナンバーを取り扱います。

◎マイナンバーの利用範囲

社会保障

住民票や戸籍、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療など

税

町民税、軽自動車税、固定資産税、源泉徴収票など

災害対策

災害対策に係る行政手続きなど

キャッシュカードと通帳をだまし取られた。

◆◆◆

ここで挙げられた事例は、氷山の一角。詐欺師は、毎年、毎月のように手法を変えてあなたをだまそうとたくらんでいます。もしも似たような電話やメール、訪問などがあつた場合は、「個人情報漏れ」「きょう中に振り込めば」という言葉に惑わされずに相談しましょう。

◆相談先・問い合わせ

・宮古警察署（☎64-01110）
・マイナンバーコールセンター（祝日、年末年始を除く、月々金曜日の午前9時半～午後5時 ☎0570-120-0178）